

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年1月19日(2006.1.19)

【公表番号】特表2005-509981(P2005-509981A)

【公表日】平成17年4月14日(2005.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2005-015

【出願番号】特願2003-546284(P2003-546284)

【国際特許分類】

G 0 6 K	17/00	(2006.01)
G 0 6 F	3/08	(2006.01)
G 0 6 F	21/20	(2006.01)
G 0 6 K	19/07	(2006.01)
G 0 6 K	19/10	(2006.01)
H 0 4 L	9/32	(2006.01)

【F I】

G 0 6 K	17/00	S
G 0 6 K	17/00	B
G 0 6 K	17/00	V
G 0 6 F	3/08	A
G 0 6 F	15/00	3 3 0 G
G 0 6 K	19/00	J
G 0 6 K	19/00	R
H 0 4 L	9/00	6 7 3 E

【手続補正書】

【提出日】平成17年11月18日(2005.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つのトランザクションカードに関するアカウント情報を記憶するように構成されたメモリと、

前記メモリに記憶されたトランザクションカードに対応する可読の識別子を生成するように構成された出力回路と、

前記メモリに記憶されたトランザクションカードを選択するように構成されたユーザ入力装置と、

前記メモリ、出力回路、およびユーザ入力装置に動作的に結合されたプロセッサとを備え、

前記出力回路は、前記ユーザ入力装置から受け取られた入力に応答して可読の識別子を生成する

ことを特徴とするトランザクションカードシステム。

【請求項2】

前記プロセッサに動作的に結合されたセキュリティ入力装置をさらに備え、前記セキュリティ入力装置は、前記セキュリティ入力装置によって受け取られた入力に基づいて、前記メモリに記憶されたアカウント情報へのアクセスを制限する

ことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項 3】

前記セキュリティ入力装置は認証センサである
ことを特徴とする請求項 2 に記載のシステム。

【請求項 4】

前記認証センサは生体認証センサである
ことを特徴とする請求項 3 に記載のシステム。

【請求項 5】

第 1 のユーザは、前記認証センサによって受け取られる入力に基づいて、前記メモリに記憶された第 1 のアカウント情報のセットへのアクセス権を有し、第 2 のユーザは、前記認証センサによって受け取られる入力に基づいて、第 2 のアカウント情報のセットへのアクセス権を有する

ことを特徴とする請求項 3 に記載のシステム。

【請求項 6】

前記認証センサは指紋センサである
ことを特徴とする請求項 5 に記載のシステム。

【請求項 7】

前記出力回路によって生成される前記可読の識別子は磁気信号である
ことを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 8】

前記出力回路によって生成される前記可読の識別子はバーコードである
ことを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 9】

前記可読の識別子はセキュリティコードを含む
ことを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 10】

前記セキュリティコードはトランザクションごとに異なる
ことを特徴とする請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 11】

前記セキュリティコードはトランザクションごとに連続的に変わる
ことを特徴とする請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 12】

前記セキュリティコードは、暗号化アルゴリズムに基づく
ことを特徴とする請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 13】

前記プロセッサに動作的に結合されたステータス表示をさらに備え、前記ステータス表示は、使用不可の状態と使用可能な状態とで切り替わるように構成され、前記ステータス表示は、前記出力回路が可読の識別子を生成すると使用可能になる
ことを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 14】

前記ステータス表示は、カードリーダによって読み取られると使用不可になる
ことを特徴とする請求項 13 に記載のシステム。

【請求項 15】

前記ステータス表示は、前記出力回路が可読の識別子を生成した後に所定の時間が経過すると使用不可になる

ことを特徴とする請求項 13 に記載のシステム。

【請求項 16】

前記ステータス表示は、前記ステータス表示が使用可能な時に点灯する照明である
ことを特徴とする請求項 13 に記載のシステム。

【請求項 17】

前記ステータス表示は、前記ステータス表示が使用可能である時には第 1 の色を点灯し

、前記ステータス表示が使用不可である時には第2の色を点灯する照明であることを特徴とする請求項13に記載のシステム。

【請求項18】

前記ステータス表示は、前記ステータス表示が使用可能である時には第1の可聴音を提供し、前記ステータス表示が使用不可の時には第2の可聴音を提供することを特徴とする請求項13に記載のシステム。

【請求項19】

アカウント情報をダウンロードする、前記プロセッサに動作的に結合されたインターフェース

をさらに備えたことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項20】

前記プロセッサに動作的に結合されたディスプレイをさらに備え、前記ディスプレイは、前記ユーザ入力装置に応答して、前記メモリに記憶されたアカウント情報を表示することを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項21】

ローンメモリ、ローンインターフェース、および前記ローンメモリに記憶されたアカウント情報に対応する可読の識別子を生成するように構成された出力回路を有するローンカードと、

前記ローンカードを収納するスロットを有するホストであって、

少なくとも1つのトランザクションカードについてのアカウント情報を記憶するよう構成されたホストメモリと、

前記ローンインターフェースと通信して前記ローンカードにアカウント情報を転送するように構成されたホストインターフェースと、

生体認証センサと、

前記ホストメモリ、前記ホストインターフェース、および前記生体認証センサに動作的に接続されたプロセッサと

を有するホストとを備え、

前記ホストは、前記生体認証センサを介してユーザが確認されると前記ローンメモリにアカウント情報を転送する

ことを特徴とするトランザクションカードシステム。

【請求項22】

前記生体認証センサは指紋センサである

ことを特徴とする請求項21に記載のシステム。

【請求項23】

第1のユーザは、前記生体認証センサによって受け取られる入力に基づいて、前記メモリに記憶された第1のアカウント情報のセットへのアクセス権を有し、第2のユーザは、前記生体認証センサによって受け取られる入力に基づいて、第2のアカウント情報のセットへのアクセス権を有する

ことを特徴とする請求項21に記載のシステム。

【請求項24】

前記ローンカードの前記出力回路によって生成される前記可読の識別子は磁気信号である

ことを特徴とする請求項21に記載のシステム。

【請求項25】

前記ローンカードの前記出力回路によって生成される前記可読の識別子はバーコードである

ことを特徴とする請求項21に記載のシステム。

【請求項26】

前記ローンカードによって生成される前記可読の識別子はセキュリティコードを含むことを特徴とする請求項21に記載のシステム。

【請求項 27】

前記セキュリティコードはトランザクションごとに異なることを特徴とする請求項26に記載のシステム。

【請求項 28】

前記セキュリティコードはトランザクションごとに連続的に変わるなどを特徴とする請求項26に記載のシステム。

【請求項 29】

前記セキュリティコードは、暗号化アルゴリズムに基づくことを特徴とする請求項26に記載のシステム。

【請求項 30】

前記ローンカードはさらにステータス表示を備え、前記ステータス表示は、使用不可の状態と使用可能な状態とを切り替わるように構成され、前記ステータス表示は、前記ローンカードの前記出力回路が可読の識別子を生成すると使用可能になることを特徴とする請求項21に記載のシステム。

【請求項 31】

前記ステータス表示は、出力回路が可読の識別子を生成した後に所定の時間が経過すると使用不可になる

ことを特徴とする請求項30に記載のシステム。

【請求項 32】

前記ステータス表示は、前記ステータス表示が使用可能の時に点灯する照明であることを特徴とする請求項30に記載のシステム。

【請求項 33】

前記ローンインターフェースと前記ホストインターフェースは電気接点を使用して通信する

ことを特徴とする請求項21に記載のシステム。

【請求項 34】

前記ローンインターフェースと前記ホストインターフェースはワイヤレス通信を使用して通信する

ことを特徴とする請求項21に記載のシステム。

【請求項 35】

前記ローンインターフェースと前記ホストインターフェースはレーザ通信を使用して通信する

ことを特徴とする請求項21に記載のシステム。

【請求項 36】

前記ローンインターフェースと前記ホストインターフェースは赤外線通信を使用して通信する

ことを特徴とする請求項21に記載のシステム。

【請求項 37】

前記ローンカードはさらにディスプレイを備え、前記ディスプレイは、前記ホストの前記生体認証センサから受け取る生体情報に基づいて前記ユーザの写真を表示する

ことを特徴とする請求項21に記載のシステム。

【請求項 38】

前記ホストは、電源として太陽電池を含む

ことを特徴とする請求項21に記載のシステム。

【請求項 39】

前記太陽電池に動作的に接続された光増幅器

をさらに備えたことを特徴とする請求項38に記載のシステム。

【請求項 40】

前記光増幅器は、前記太陽電池を覆う少なくとも1つのプリズムである

ことを特徴とする請求項39に記載のシステム。

【請求項 4 1】

前記ホストは、前記ホストが損傷した場合に前記ホストメモリを消去する改ざん防止手段を含む

ことを特徴とする請求項 2 1 に記載のシステム。

【請求項 4 2】

前記ローンカードは、前記ローンカードが損傷した場合に前記ローンメモリを消去する改ざん防止手段を含む

ことを特徴とする請求項 2 1 に記載のシステム。

【請求項 4 3】

前記ローンカードは、標準的なクレジットカードとほぼ同じ厚みを有する
ことを特徴とする請求項 2 1 に記載のシステム。

【請求項 4 4】

前記ホストは、標準的なクレジットカードの約 3 倍の厚みを有する
ことを特徴とする請求項 4 3 に記載のシステム。

【請求項 4 5】

前記ホストと通信して前記ホストメモリにアカウント情報を記憶するインターフェースを
有する登録装置

をさらに備えたことを特徴とする請求項 2 1 に記載のシステム。

【請求項 4 6】

前記登録装置は、前記ホストのスロットに収納されるように構成されたカード様部分を
有する

ことを特徴とする請求項 4 5 に記載のシステム。

【請求項 4 7】

前記ホストは、前記ホストの使用を妨げる使用不可の状態と、前記ホストの使用が可能な
使用可能状態とを切り替わるように構成され、前記システムはさらに、ユーザ入力装置
を備える登録装置を備え、前記ホストは、前記登録装置の前記ユーザ入力装置から受け取
る入力に応答して前記使用可能な状態に切り替わる

ことを特徴とする請求項 4 6 に記載のシステム。

【請求項 4 8】

前記ホストメモリに記憶されたトランザクションカードのアカウント情報を選択するよ
うに構成されたユーザ入力装置

をさらに備えたことを特徴とする請求項 2 1 に記載のシステム。

【請求項 4 9】

ローンメモリ、ローンインターフェース、および前記ローンメモリに記憶されたア
カウント情報に対応する可読の識別子を生成する手段を有するローンカードと、

少なくとも 1 つのトランザクションカードに対応するアカウント情報を記憶する手段と

、
生体データに基づいて前記アカウント情報へのアクセスを制限する手段と、
ユーザによって選択されたトランザクションカードのアカウント情報を前記ローンメ
モリに転送する、前記ローンインターフェースに動作的に接続された手段と
を備えたことを特徴とするトランザクションカードシステム。